

平成17年度福島家庭裁判所委員会議事録概要

- 1 日 時 平成17年5月30日（月）午後1時15分～午後3時00分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室（3階）
- 3 出席者 安齋利昭，小川理佳，福島成子，矢・正彦（委員長），安田徳郎，矢部久美子
- 4 開会等
 - 開会
 - 委員長挨拶
 - 新委員紹介及び挨拶
- 5 議事

- 「少年事件と保護的措置の充実」について

「少年非行の現状と保護的措置」について概要を説明した後，次のような意見交換等があった。

（委員長）

家裁の非行少年に対する審判不開始，不処分という結果から，一般的には家裁は何もやっていないという印象，評価をもたれているのでしょうか。

- 家裁が何もやっていないと言われているのは，世情を賑わした事件に対して，被害者保護が十分でないということが新聞等で報道されていることと平行して，最近のことなのでしょうか。

（裁判所）

従前も，家裁に対して，手続が見えないという批判が一部からはありましたが，どちらかと言えば，家裁でやっていることに対する信頼が社会一般にあったと思われれます。それが，世の中が段々と変わってきて，いわゆる説明責任ということが言われ出してきたことから，家裁が審判の不開始や不処分等で十分であるというのであれば，その理由を説明しなさいというような時

代になってきたのだと考えています。

- 説明責任については、例えば凶悪事件のようなかなり世情を賑わす事件に対して軽い処分がなされているという不満と結びついているように思われるのですが。

(裁判所)

率直にそういう展開になってきたのは、平成14年に当時の国務大臣が青少年の非行に関するレポートを出されまして、その中に家裁では、ほとんど不処分、不開始で終わっているのではないかという批判がありました。これに対して、家裁としてはそれに面と向かって回答するのではなく、各裁判所における実際の我々の活動を通じて社会に答えようという動きがあり、最近の保護的措置の充実ということに結びついていると考えております。

- 社会一般に、分かりやすい裁判とか、手続の透明性とか、そういう流れがあるということですね。先程説明があった自閉症の一種のアスペルガー症候群のようなものが、少年事件に限らず最近の若者同士の離婚等のトラブルにも見られている感じがします。離婚に際しての当事者の態度を見てますと、法律なんか関係ないというような非常に未熟な行動、社会性のない行動をとることが非常に多くなってきています。特に男性の側に多く、子供を突然母親の元から連れて行ったり、あるいは、逆に母親の方に突然子供を置いていたり、そういうトラブルが多くなっていきます。青少年の見えない行動様式とでも言うのでしょうか、そういうものが一般化しつつあるような感じを受けます。そういう流れの中に少年事件もあるとすると、家裁もなかなか大変だろうとは想像できます。刑事裁判であれば、事件の内容や家族関係等が報道されて明らかになりますが、少年事件ではあまり報道されず、被害とか結果だけが強調されます。家裁では、色々な情報を基に総合的な判断をしているのに対して、一般市民はその情報の全部を知っているわけではなく、それで一般市民から見ると処分が軽いんじゃないかということになっている

と思います。ただ最近では、ピーアール等によって、家裁の手續や家裁が色々な事情を調査して総合的に判断しているということは、一般市民も徐々に分かってくるのではないのでしょうか。

- このような風潮の責任の一端はマスコミにもあると思います。どちらかというと凶悪犯罪に少年が関わったケースの方が大きく取り上げられています。マスコミの立場としては、成年者の場合、その責任等が公開の形で報道できますが、少年犯罪は公開の制限があってなかなか報道できない部分にジレンマがあるのではないかと思うときがあります。つまり、マスコミとしては、二度とそのような事件を繰り返さない、同じような被害者を出してはいけないという啓蒙のためにも、事件の具体的な内容や判決、それから何故そのような形で起こったのかということを知りたいという報道する義務があり、そのための取材活動をしています。しかし、少年であることから保護されるので、なかなか踏み込めない。そういうところが割と目立ってきているので、家裁が何もしていないという話になっていくのだと思います。それと新しい保護的措置の模索に関してですが、参考までに、会社の教育的事業として数年前まで行っていた「友情の船」というイベントを御紹介します。それには大体500名弱の子供が参加しますが、その中には、どちらかというと集団生活に馴染めない、学校でも余り友達ができない、親にしてみれば自分の子供は大丈夫なのかしらと感じる、そういう子供が参加するケースもありました。私自身も添乗した経験がありますが、その「友情の船」は、小学校3年生から中学校3年生位までの子供が縦割りのグループを編成して、閉鎖された社会で2週間過ごすわけです。そうすると最初は集団生活に馴染めなかった、今まで人に対して非常に無関心で、自分のことだけで精一杯だった子供が、小さい子の面倒を見ることになり、小さい年齢層の子供は、いままでは自分がお山の大将でわがまま放題だったのが、年上の人の言うことを聞かないと自分が集団の中で生活できないことが時間の経過と共に分かってきます。そうす

ると、2週間を過ごして帰った時には、本当に深い人間的な繋がりの中で、感動的なフィナーレを迎えます。そういうことを目の当たりにすると、子供は出来心で万引きすることもあるでしょうけれども、やはり心に純粋な部分が残っていると、根っからの性悪の子供はいないと実感します。親子関係ということでは、現在ではなかなか親子のコミュニケーションの取れていない家庭があるために、今の子供の傾向があるのかも知れませんが、親と子と言うよりも、高校生が、中学生が、小学生がいる、同じような年代の縦の社会の中で自分の今の立場を気付く機会が多くなることによって、心の動きが出てくるケースもあるのではないかと思いました。確かに、自分の娘を見ても「人のことを考えるよりもまず自分」みたいなところがありますし、現代の風潮がそのようになってきているとすると、少しずつであっても、地域ぐるみとか、色々な形のイベントの中でそのところを一步気付かせてあげる機会をできる限り作ってあげるとというのが、少年犯罪を未然に防ぐひとつのきっかけにもなると感じました。

- 行政の立場からの前に、一市民としては家裁における少年事件の手續や目的については、あまり分かっていないと思います。少年事件について全国を震撼させるような凶悪事件がマスコミから報道されますが、件数としては多くはなく、むしろ減少傾向にあるにもかかわらず、凶悪事件が増えているような印象を与えていると思っています。けれども、事件を起こした後のことは余り報道されないので、少年がどのような処分を受けたのかということ是一般市民には分からないので、家裁は何をしているのだということになるのだと思います。少年のプライバシー保護があり、簡単には出せないのは分かりますが、匿名性を守りながら、もう少し一般市民の対して結果を出せないのかというのが率直な感想です。また、先程も話があった青少年の家庭関係についてですが、福島市内には児童養護施設が3施設ありますが、最近はそのにいる子供の6割までが親がいます。つまり、両親の離婚によって家庭が

崩壊していたり、あるいは児童虐待などで両親が子供を養育できないからです。けれども、同年代の子供達だけで生活させては今後の社会性が身に付かないので、施設では高校生から三、四歳の子供までの五、六人でグループ制度を採って、縦の関係を教えています。最近はもう一步進めて地域の中で育てていこうということになり、地域の中に一戸建ての建物を借り上げ、五、六人の子供達をそこで生活させ、学校にも通わせて、学校から帰ってきたら大きな子供は小さな子供の世話をしたり、職員と一緒に調理したりと、家庭的なことを一緒にしています。また、地域の少年会とか、スポーツ少年団とかにもどんどん出席させようという試みも始まっています。事件を起こした子供達でグループを作って地域で生活させることができるかどうかは分かりませんが、ひとつのヒントとしては考えられると思います。

(委員長)

地域で生活させる場合の「場」というのは、どういうものでしょうか。また、少年の保護的措置の一環として何らかの形で地域に受け入れていただく場合、何か抵抗感みたいなものはあるのでしょうか。

- いわゆる一般の民家を借り上げて、そこに施設の子供を住まわして、学校に通わせたり、近所のスーパーでアルバイトをさせたりしています。施設の中では、同年代の者と職員としか交わらず、どうしても社会性が育たないので、地域の中で育てたいということです。この春から始めたので結果は検証されてはいないのですが……。また、始めるときは抵抗があったようですが、その抵抗というのは地域の住民からではなく、防犯面等に携わっている行政の側から何かあったら困るだろうといったものであり、近隣の町内会や地域の少年の育成会などからは出てこなかったということです。

(委員長)

地域社会の中で生活するというほかに、地域社会と何か関わりを持つという点ではどうでしょうか。例えばアルバイトを経験させるなど、地域に受け

入れられるための工夫として、清掃活動等の地域社会のためのボランティアに携わるとか。

- そこまでの報告はまだ受けておりませんが、受け入れ先に協力を求めたことはあるようです。また、地域の子供と同じことをさせることになりますので、例えば清掃活動があれば、当然それに参加させるということになります。
- 一戸建てで子供達を生活させる期間はどのくらいなのでしょう。
- 詳しくは聞いておりませんが、少なくとも一年単位ではあろうと思います。

(委員長)

話は変わりますが、福島市として例えばNPOとかの活動を把握されているのでしょうか。また、そういう活動の中で、少年と一緒にボランティア活動をさせていただける機会があり得るのでしょうか。

- 7月1日から予定されている「社会を明るくする運動」に関わっているBBSとか、青少年の健全育成会などがありますが、NPO法人として、事件を起こした少年に対してそこまで踏み込んだ活動をしているところはないと思います。ただ、福島市内にもNPO法人が幾つか出てきていますので、そのような活動を行うものが出てこないとは限らないと思います。
- 家裁での少年に対する手当てというのは、万引きをしたり、自転車を盗んだりした非行少年やその親に対して訓戒するくらいのもので、これほど調査官が関わり、少年の健全育成のために努力して、また、ここまで進んでいるということは、今日、色々なスライドを見せていただいて初めて知りました。人を殺したとか、そういう凶悪犯罪の場合には、新聞に大きく家裁や家裁調査官が取り上げられていますが、少年の最初の非行にも家裁が関わっていることは、余り知られていないのではないかと思いました。やはり、家裁は保護的措置を含めた事件処理の内容をもっと社会に対して積極的に説明すべきであり、家裁調査官という専門家が関わって、色々な人が非行少年を大事にしているということを社会に知らしめない限り、家裁がこんなにも少年問題

について考えているということは、一般市民に分からないと思います。

(裁判所)

色々と意見が出されましたが、本日いただいた御意見を参考に、裁判所でも検討し、保護的措置の充実を図っていきたいと考えています。また、何か思いつくことがありましたら、今後ご提案いただければと思います。

▪ 「被害者への情報開示」について

平成12年の少年法改正により新設された「被害者への情報開示」の概要を説明した。

(委員長)

ただいまの説明について、委員の皆様から何か質問はございませんでしょうか。また、被害者への情報開示の在り方についてのご意見についても、皆様から承りたいと思います。

(特に質問、意見等はなかった。)

▪ 「少年事件の報道」について

裁判所における「少年事件の報道対応」について概要を説明した後、次のような意見交換等があった。

○ ただいま説明にあった程度しか出せないだろうとは思いますが、これだけでもマスコミがもう少し大きく取り扱ってくれば良いのですが・・・福島県のA少年で、何歳で、どんなことをやって、どういう処分を受けたかくらいは出さないと分かってもらえないだろうと思います。

○ 私は、少年に関することであり、今のマスコミは本当にそのまま報道しているのかなと思うこともありますので、余り積極的に出さない方が良いでしょうと思います。それこそ今後、保護的措置みたいなものが徹底していけば、マスコミよる反省とかではなくて、子供達の将来性を信じていくべきであると思います。「知る権利」と「プライバシー」の問題と言われておりますけれども、それよりも少年達の明日を応援したいなという気持ちが強いものです

から……。一、二回の些細な非行についても、訓戒だけに終わらないで、色々とやっていくということをもっと宣伝していけば、結果を報道する必要はないと思います。

(委員長)

それでは、本日予定した議事については以上ですが、この機会に次回以降に取り上げたいテーマ、質問、要望、ご意見等何でも結構ですから、何かございましたらどうぞ遠慮なく御発言ください

(特に質問、意見等はなかった。)

6 次回期日の指定

平成17年11月21日(月)午後1時15分に指定された。

7 閉会